

## 広島市立大学履修規程

平成22年4月1日

規 程 第 82 号

(趣旨)

第1条 この規程は、広島市立大学学則（平成22年公立大学法人広島市立大学学則第1号。以下「学則」という。）第31条第2項の規定に基づき、授業科目の履修方法その他必要な事項を定めるものとする。

(履修の登録)

第2条 学生は、授業科目を履修しようとするときは、その授業科目について、指定の期日までに所定の手続により履修登録を行わなければならない。

2 履修登録をした授業科目を変更し、又は取り消す場合は、指定の期日までに所定の手続を行わなければならない。

(履修することのできる授業科目等)

第3条 学生は、その学年又は学期に開設された授業科目でなければ履修することができない。ただし、下年次開設の授業科目については、担当教員の承認を得て履修することができる。

2 前項の規定にかかわらず、学則第47条の規定により卒業しようとする者の取扱いについては、学長が別に定める。

3 次に掲げる授業科目は、履修することができない。

(1) 履修登録をしていない授業科目

(2) 既に単位を修得した授業科目

(全学共通系科目及び外国語系科目等)

第4条 全学共通系科目、外国語系科目、教育職員免許状受領資格取得関係科目及び学芸員資格取得関係科目の授業科目並びにその履修時期、単位数及び履修方法は、別表第1のとおりとする。

2 外国人留学生は、履修すべき外国語系科目の授業科目が母国語であるときは、それに代えて、総合共通科目の授業科目を履修することができる。

3 前項の規定により、履修すべき外国語系科目の授業科目に代えて総合共通科目の授業科目を履修しようとする外国人留学生は、所属する学部の学部長の許可を受けなければならない。

(他学部の全学共通系科目の授業科目の履修)

第5条 学生は、所属する学部以外の学部開設されている全学共通系科目又は外国語系科目の授業科目を履修しようとするときは、あらかじめ当該授業科目の担当教員の承認を得なければならない。

(専門教育科目)

第6条 専門教育科目の授業科目並びにその履修時期、単位数及び履修方法は、別表第2のとおりとする。

(他学科又は他学部の専門教育科目の授業科目の履修)

第7条 学生が、所属する学科・専攻以外の学科・専攻に開設されている専門教育科目の授業科目を履修しようとするときは、所定の手続により、あらかじめ当該授業科目の担当教員の承認を得た上で、所属する学部の学部長の許可を受けなければならない。

2 学生が、所属する学部以外の学部開設されている専門教育科目の授業科目を履修しようとするときは、所定の手続により、あらかじめ当該授業科目の担当教員の承認を得た上で、所属する学部及び当該授業科目の開設学部の学部長の許可を受けるとともに、その履修に際しては、当該授業科目の開設学部の規程に従わなければならない。

(卒業論文等)

第8条 卒業論文、卒業研究及び卒業制作（以下「卒業論文等」という。）については、その学年で学則第46条第1項に規定する卒業の要件となる在学年数を満了する者で、学長が別に定める要件を満たすものでなければ、履修の登録を行うことができない。

2 前項の規定にかかわらず、学則第47条の規定により卒業しようとする者の取扱いについては、学長が別に定める。

(卒業要件)

第9条 学則第46条第1項に規定する所定の教育課程は、別表第3のとおりとする。

2 第5条の規定により履修した授業科目に係る単位については、別表第3に掲げる卒業必要単位数に含めない。

3 第7条の規定により履修した授業科目は、その履修単位を専門教育科目の選択科目として、別表第3の卒業必要単位数に含めることができる。ただし、10単位を超えて認定することはできない。

(試験)

第10条 定期試験は、学期末又はターム末に期間を定めて行う。

2 授業科目によっては、随時に試験を行うことがある。

3 定期試験は、原則として出席回数が授業実施回数の3分の2以上なければ、当該授業科目の試験を受けることができない。

(成績評価)

第11条 成績は、試験、実技、実習の成績及び出席状況等を総合して評価する。

2 成績の表示は、別表第4のとおりとし、秀、優、良及び可を合格とし、所定の単位を与える。

3 合格しなかった授業科目については、再履修することができる。

(追試験)

第12条 試験に欠席した者に対し、追試験は行わない。ただし、病気その他特別な理由により、定期試験をやむを得ず受験できなかった者に対しては、申請により追試験を行うことがある。

(委任)

第13条 この規程の施行に関し必要な事項は、教務委員会の議を経て、学長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 別表第1から別表第3までの規定は、次項に定めるもののほか、平成22年度以降に入学する者について適用し、平成21年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

3 別表第2（情報科学基礎実験Ⅰ、情報科学基礎実験Ⅱ、情報科学基礎実験Ⅲ及び情報科学基礎実験Ⅳに係る部分に限る。）の規定は、平成21年度に入学した者（同年度に編入学し、転学し、又は再入学した者を含む。）に適用する。

4 平成22年度以降に編入学し、転学し、又は再入学した者については、当該者の属する年次に在学する者に関する別表第1から別表第3までの規定を適用する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 別表第1から別表第3までの規定は、次項に定めるもののほか、平成23年度以降に入学する者について適用し、平成22年度以前に入学した者については、なお従前の例による。
- 3 別表第2の国際学部の表の規定（健康心理学、日本文化史Ⅰ、日本文化史Ⅱ、会計学、企業行動論Ⅰ、企業行動論Ⅱ、人的資源管理論に係る部分に限る。）の規定は、平成22年度以前に入学した者（同年度以前に編入学し、転学し、又は再入学した者を含む。）にも適用する。
- 4 別表第2の情報科学部の表知能工学科の項の規定（画像情報処理、パターン認識に係る部分に限る。）については、平成19年度以降に入学した者（同年度以降に編入学し、転学し、又は再入学した者を含む。）にも適用する。
- 5 別表第2の芸術学部の表の規定（構成実習Ⅱ（平面・立体）に係る部分に限る。）については、平成22年度以前に入学した者（同年度以前に編入学し、転学し、又は再入学した者を含む。）にも適用する。
- 6 平成23年度以降に編入学し、転学し、又は再入学した者については、当該者の属する年次に在学する者に関する別表第1から別表第3までの規定を適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 別表第1から別表第3までの規定は、次項から第8項に定めるもののほか、平成24年度以後に入学する者について適用し、平成23年度以前に入学した者については、なお従前の例による。
- 3 別表第1の規定（教科教育法(英語)BI、教科教育法(英語)BII、教科教育法(数学)Ⅰ、教科教育法(数学)Ⅱ、教科教育法(情報)Ⅰ、教科教育法(情報)Ⅱ、教科教育法(美術)BI、教科教育法(美術)BII、教科教育法(工芸)Ⅰ、教科教育法(工芸)Ⅱに係る部分に限る。）は、平成22年度以後に入学した者にも適用する。
- 4 別表第1の芸術学部の表の規定（生涯学習概論に限る。）は、平成23年度以前に入学した者にも適用する。
- 5 別表第2の国際学部の表の規定（国際関係史入門、国際政治学、平和研究Ⅰ、平和研究Ⅱ、比較政治学、東北アジア政治論、東南アジア研究に係る部分に限る。）

及び芸術学部の表の規定（造形応用研究Ⅰ、造形応用研究Ⅱに係る部分に限る。）は、平成23年度以前に入学した者にも適用する。

- 6 別表第2の情報科学部の表の情報工学科、知能工学科及びシステム工学科の項の規定（企業活動とプロジェクトマネジメントに係る部分に限る。）は、平成23年度以後に入学した者にも適用する。

- 7 別表第2の国際学部の表の規定（平和研究入門、国際教育論、労働と社会に係る部分に限る。）及び情報科学部の表のシステム工学科の項の規定（ロボティクスⅠ及びロボティクスⅡに係る部分に限る。）は、平成19年度以後に入学した者（同一年次に編入学し、転学し、又は再入学した者を含む。）にも適用する。

- 8 平成24年度以後に編入学し、転学し、又は再入学した者については、当該者の属する年次に在学する者に関する別表第1から別表第3までの規定を適用する。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

##### （経過措置）

- 2 別表第1から別表第3までの規定は、次条から第6条に定めるもののほか、平成25年度以後に入学する者について適用し、平成24年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

- 3 別表第1の表の規定（キャリアサポートベーシック、国際交流演習Ⅰ、国際交流演習Ⅱ、国際交流演習Ⅲ及び国際交流演習Ⅳに係る部分に限る。）は、平成24年度以前に入学した者にも適用する。

- 4 別表第2の情報科学部の表の情報工学科、知能工学科、システム工学科及び医用情報科学の項の規定（企業活動とプロジェクトマネジメント及び情報と職業に係る部分に限る。）は、平成23年度以後に入学した者（同一年次に編入学、転学又は再入学した者を含む。）に適用する。別表第2の情報科学部の表の医用情報科学の項の規定（医用プログラミング、医用情報科学及び人間工学に係る部分に限る。）は、平成24年度入学生（同一年次に編入学、転学又は再入学した者を含む。）にも適用する。

- 5 別表第2の国際学部の表の規定（日本政治論、ヨーロッパ政治論及びロシア研究に係る部分に限る。）及び芸術学部の表の規定（現代美術史Ⅱに限る。）は、平成24年度以前に入学した者にも適用する。

- 6 平成25年度以後に編入学、転学又は再入学した者については、当該者の属する年次に在学する者に関する別表第1から別表第3までの規定を適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 別表第1から別表第3までの規定は、次項から第5項までに定めるもののほか、平成26年度以後に入学する者について適用し、平成25年度以前に入学した者については、なお従前の例による。
- 3 別表第2の国際学部の表の規定（ジェンダーとセクシュアリティ、フランス文化論及びフランスの文学と文化に係る部分に限る。）は、平成25年度以前に入学した者にも適用する。
- 4 別表第2の情報科学部の表システム工学科の項の規定（機械力学に係る部分に限る。）は、平成25年度以前に入学した者にも適用する。
- 5 平成26年度以後に編入学、転学又は再入学した者については、当該者の属する年次に在学する者に関する別表第1から別表第3までの規定を適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の広島市立大学履修規程（以下「新規程」という。）別表第1から別表第3までの規定は、次項に定めるもののほか、平成27年度以後に入学する者について適用し、平成26年度以前に入学した者については、なお従前の例による。
- 3 平成27年度以後に編入学、転学又は再入学した者については、当該者の属する年次に在学する者に関する新規程別表第1から別表第3までの規定を適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条による改正後の広島市立大学履修規程（以下「新規程」という。）別表第1から別表第3までの規定は、次項から第5項までに定めるもののほか、平成28

年度以後に入学する者について適用し、平成27年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

- 3 新規程別表第1の国際学部及び情報科学部の項の規程（「地域再生論入門」及び「広島の観光学」に係る部分に限る。）及び芸術学部の項の規定（「地域再生論入門」、「広島の観光学」、「英語応用演習Ⅲ」、「英語応用演習Ⅳ」、「博物館資料論」及び「博物館情報・メディア論」に係る部分に限る。）は、平成27年度以前に入学した者にも適用する。
- 4 新規程別表第2の国際学部の表国際学科の項の規定（「マクロ経済学Ⅱ」、「基本統計学Ⅱ」、「地域再生論」、「特別演習Ⅰ」、「特別演習Ⅱ」、「特別演習Ⅲ」、「特別演習Ⅳ」、「特別講義Ⅰ」、「特別講義Ⅱ」、「専門演習Ⅰ」及び「専門演習Ⅱ」に係る部分に限る。）及び情報科学部の表医用情報科学科の項の規定（「化学」、「力学」、「医用統計解析」、「機械工学」及び「医用情報ネットワーク」に係る部分に限る。）は、平成27年度以前に入学した者にも適用する。
- 5 平成28年度以後に編入学、転学又は再入学した者については、当該者の属する年次に在学する者に関する新規程別表第1から別表第3までの規定を適用する。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- （経過措置）
- 2 第1条による改正後の広島市立大学履修規程（以下「新規程」という。）別表第1及び別表第2の規定は、次項から第6項までに定めるもののほか、平成29年度以後に入学する者について適用し、平成28年度以前に入学した者については、なお従前の例による。
  - 3 新規程別表第1の国際学部、情報科学部及び芸術学部の項の規定（「ひろしま論」、「国際化時代の平和」及び「心理学」に係る部分に限る。）は、平成28年度以前に入学した者にも適用する。「国際化時代の平和」は、平成27年度以前に入学した者については、「広島・平和科目」の一科目とする。
  - 4 新規程別表第2の国際学部の項の規定（「フランス社会論」、「ドイツ社会論」、「社会文化思想史Ⅰ」、「社会文化思想史Ⅱ」、「美術史Ⅰ」、「美術史Ⅱ」、「経営戦略論」、「国際貿易論」及び「International Business」に係る部分に限る。）及び芸術学部の項の規定（2学科共通の「芸術と知的財産権」、美術学科彫刻専

攻の「デッサン実習Ⅱ」、デザイン工芸学科の「描出演習Ⅱ」及び「形体演習Ⅱ」に係る部分に限る。）は、平成28年度以前に入学した者にも適用する。

5 新規程別表第2の情報科学部の項の規定（医用情報科学科の「医用情報科学概論」に係る部分に限る。）は、平成28年度に入学した者にも適用する。

6 平成29年度以後に編入学、転学又は再入学した者については、当該者の属する年次に在学する者に関する新規程別表第1から別表第3までの規定を適用する。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 次項から第5項までに定めるもののほか、改正後の広島市立大学履修規程（以下「新規程」という。）別表第1から別表第3までの規定は平成30年度以降に入学する者について適用し、平成29年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

3 新規程別表第2の国際学部の表の規定（「Contemporary Political Issues」、「開発プロジェクト論」、「Public Economics」、「美術史（西洋）Ⅰ」、「美術史（西洋）Ⅱ」、「美術史（現代）Ⅰ」、「美術史（現代）Ⅱ」、及び「International Commerce」に係る部分に限る。）は、平成29年度以前に入学した者にも適用する。

4 新規程別表第2の国際学部の表の規定（「国際政治学」、「東北アジア政治論」、「アメリカ政治論」、「基本統計学Ⅱ」、「中国文化論Ⅰ」、「中国文化論Ⅱ」、及び「日本研究Ⅱ」の廃止に係る部分、並びに「International Politics i」、「International Politics ii」、「東北アジア政治論 i」、「東北アジア政治論 ii」、「アメリカ政治論 i」、「アメリカ政治論 ii」、「基本統計学Ⅱ-i」、「基本統計学Ⅱ-ii」、「中国文化論Ⅰ-i」、「中国文化論Ⅰ-ii」、「中国文化論Ⅱ-i」、「中国文化論Ⅱ-ii」、「Japanese Studies i」及び「Japanese Studies ii」に係る部分に限る。）は、平成29年度に入学した者にも適用する。

5 平成30年度以後に編入学、転学又は再入学した者については、当該者の属する年次に在学する者に関する新規程別表第1から別表第3までの規定を適用する。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。



(経過措置)

- 2 次項から第6項までに定めるもののほか、改正後の広島市立大学履修規程（以下「新規程」という。）別表第1から別表第3までの規定は、平成31年度以降に入学する者について適用し、平成30年度以前に入学した者については、なお従前の例による。
- 3 新規程別表第2の国際学部の表の規定（「データ分析入門」、「環境社会学」、「African societies and development」、「International Human Resource Management」に係る部分に限る。）は、平成30年度以前に入学した者にも適用する。
- 4 新規程別表第2の国際学部の表の規定（「学部派遣海外インターンシップ」及び「公的機関インターンシップ」に係る部分に限る。）は、平成30年度に入学した者にも適用する。
- 5 新規程別表第2の情報科学部の表の規定（「医用科学概論」及び「医用情報科学のための病院実習」に係る部分に限る。）は、平成30年度に入学した者にも適用する。
- 6 平成31年度以後に編入学、転学又は再入学した者については、当該者の属する年次に在学する者に関する新規程別表第1から別表第3までの規定を適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 次項から第8項までに定めるもののほか、改正後の広島市立大学履修規程（以下「新規程」という。）別表第1から別表第3までの規定は、令和2年度以降に入学する者について適用し、令和元年度以前に入学した者については、なお従前の例による。
- 3 新規程別表第1の規定に規定する「地域ボランティア活動」及び「インターンシップ・ベーシック」は、令和元年度に入学した者にも適用し、「地域ボランティア活動」にあつては、「キャリア形成・実践科目」として扱う。
- 4 新規程別表第2の国際学部の表の規定（「リーディング・パブリック・ポリシー i」及び「リーディング・パブリック・ポリシー ii」に係る部分に限る。）は、令和元年度以前に入学した者にも適用する。
- 5 新規程別表第2の国際学部の表の規定（「中国文化論 I - i」、「中国文化論 I -

ii」、「中国文化論Ⅱ-i」及び「中国文化論Ⅱ-ii」の廃止に係る部分並びに「中国文化論Ⅰ」及び「中国文化論Ⅱ」に係る部分に限る。）は、令和元年度に入学した者にも適用する。

6 新規程別表第2の情報科学部の表の規定（「医用情報システム開発」に係る部分に限る。）は、令和元年度以前に入学した者にも適用する。

7 新規程別表第2の情報科学部の表の規定（「分子生物学Ⅰ」及び「分子生物学Ⅱ」に係る部分に限る。）は、平成30年度及び令和元年度に入学した者にも適用する。

8 令和2年度以後に編入学、転学又は再入学した者については、当該者の属する年次に在学する者に関する新規程別表第1から別表第3までの規定を適用する。

#### 附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 次項から第5項までに定めるもののほか、改正後の広島市立大学履修規程（以下「新規程」という。）別表第1から別表第3までの規定は、令和3年度以降に入学する者について適用し、令和2年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

3 新規程別表第2の国際学部の表の規定（「History of Japanese Politics and Diplomacy」、「地方自治論」、「スポーツ開発論」、「East Asian Cultures and Societies」、「Hiroshima and Atomic Bombing in Media」、「Future StudiesⅠ」、「Future StudiesⅡ」及び「Premodern Japanese Studies」に係る部分に限る。）は、令和2年度以前に入学した者にも適用する。

4 新規程別表第2の芸術学部の表の規定（「アーティスト・セルフマネジメント概論」に係る部分に限る。）は、令和2年度以前に入学した者にも適用する。

5 令和3年度以後に編入学、転学又は再入学した者については、当該者の属する年次に在学する者に関する新規程別表第1から別表第3までの規定を適用する。

別表第1から別表第3まで 略

別表第 4（第11条関係）

| 評 価 | 評 点      |
|-----|----------|
| 秀   | 90点～100点 |
| 優   | 80点～ 89点 |
| 良   | 70点～ 79点 |
| 可   | 60点～ 69点 |
| 不可  | 59点以下    |